英国知的財産庁（UKIPO）、SEP コンサルテーションに対する政府回答を公表

2026 年 10 月 22 日
JETRO ﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は10月13日、標準必須特許（SEP: Standard Essential Patent）に関するコンサルテーションへの政府回答を公表し、今後の対応方針を明らかにした。

SEP は、技術標準に不可欠な発明を保護する特許であり、スマートフォン、Wi-Fi、コネクテッドカー、医療技術、先端製造技術など、さまざまな分野の標準化技術を支えている。さらに、6G や人工知能（AI）などの新たな技術標準の発展に伴い、その重要性は今後ますます高まると見込まれている。

今回公表された政府回答では、SEP ライセンスに関する透明性向上や紛争解決の効率化を目的とした複数の施策が示された。まず、UKIPO は、FRAND（公正・合理的かつ非差別的）条件を巡る紛争について、英国裁判所において比較的早期の段階で FRAND 判断を行う仕組みの導入可能性について司法当局と検討を進める。また、FRAND ライセンス交渉に関するガイドラインを整備するとともに、提案されたライセンス条件が FRAND の範囲内にあるかについて UKIPO が初期的な見解を示す「FRAND Opinion Service」の創設可能性についても検討を行う。

あわせて、UKIPO は、企業が関連する SEP を把握しやすくするため、権利者が標準関連特許情報を自主的に提供できる仕組みの整備を進めるほか、SEP ライセンス交渉の経験が乏しい企業を支援するため、善意に基づくライセンス交渉の実務ガイダンスを産業界と協力して策定する。また、訴訟前の情報交換や ADR（調停・仲裁等）の活用促進など、紛争の早期解決に向けた取組も進めるとしている。

一方で、政府は、コンサルテーション段階で検討されていた一部の施策については導入を見送る方針を示した。具体的には、FRAND 料率を簡易に決定するための独立した「Rate Determination Track」や、UKIPO 自身が SEP の必須性を判定する「Essentiality Checking Service」は、現時点では導入しないことを決定した。

また、SEP 権利者による差止請求権（injunction）の行使を制限すべきだとの意見についても、政府は対応を見送った。コンサルテーションでは、差止請求が市場参入を妨げているとの懸念も示されたが、政府は英国市場への参入阻害やイノベーションの抑制、企業の市場撤退を示す十分な証拠は得られなかったと判断し、現時点で追加的な規制措置は必要ないとの結論に至った。

今後、UKIPO は FRAND Opinion Service の実現可能性や制度設計についてさらに検討を進める予定であり、企業や専門家、学術関係者などから広く意見募集を行うとしている。

今回の政府回答は、SEP 制度そのものを大きく変更するのではなく、透明性向上や情報提供の充実を通じて情報の非対称性を緩和し、SEP ライセンス市場がより効率的に機能する環境整備を進める方向性を示したものといえる。

－UKIPO のニュースリリース等は、以下参照 －

（ニュースリリース）

- https://www.gov.uk/government/news/government-sets-out-next-steps-on-standard-essential-patents

（政府回答）

- https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-standard-essential-patents-seps/outcome/government-response-to-the-consultation-on-standard-essential-patents

－UKIPO の標準必須特許に関する知財ニュースは、以下参照－

- 英国知的財産庁（UKIPO）、標準必須特許に関する意見募集を開始（2025 年 7 月 16 日）（PDF）
- 英国知的財産庁（UKIPO）、SEP リソース・ハブの立ち上げを発表（2024 年 7 月 23 日）(PDF)

（以上）